

基本的方向：Ⅲ 消費者教育の推進

消費者、事業者等あらゆる立場の県民が、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者となり、経済活動の中で大きな役割を担う消費者として基礎的な知識を身に付け、主体的で質の高い判断力や意思決定を行い得る能力を育んでいくことが求められています。

その実現のために、学校、職場、家庭・地域等様々な場において、すべての県民が5つの力を育むことをめざし、消費者教育を総合的・一体的に推進します。

育む力

▶ 持続可能な社会を視野に入れた消費行動をする能力

- ～ 自らの消費行動が環境、経済、社会及び文化等の幅広い分野において、自分のみならず他者に影響を及ぼす可能性があることを理解し、適切な商品やサービスを選択できる力
- ～ 持続可能な社会の必要性に気づき、その実現に向けて多くの人々と協力して取り組むことができる力

▶ 安全な商品等やサービスを選択する能力

- ～ 商品等やサービスに関する情報収集に努め、安全性に関する表示等を確認し、危険を回避できる力

▶ 生活（家計）の経済的管理ができる能力

- ～ 適切な情報収集と選択によって将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力

▶ 消費生活上の法的問題（契約等）を理解する能力

- ～ 商品等やサービスによる事故・危害が生じた際に、事業者等に対して補償や改善、再発防止を求めて適切な行動をとることができる力
- ～ 契約締結によって生じる権利や義務を明確に理解でき、違法・不公正な取引や勧誘に気づき、トラブルを回避できる力

▶ 消費生活に関する情報を収集・活用する能力

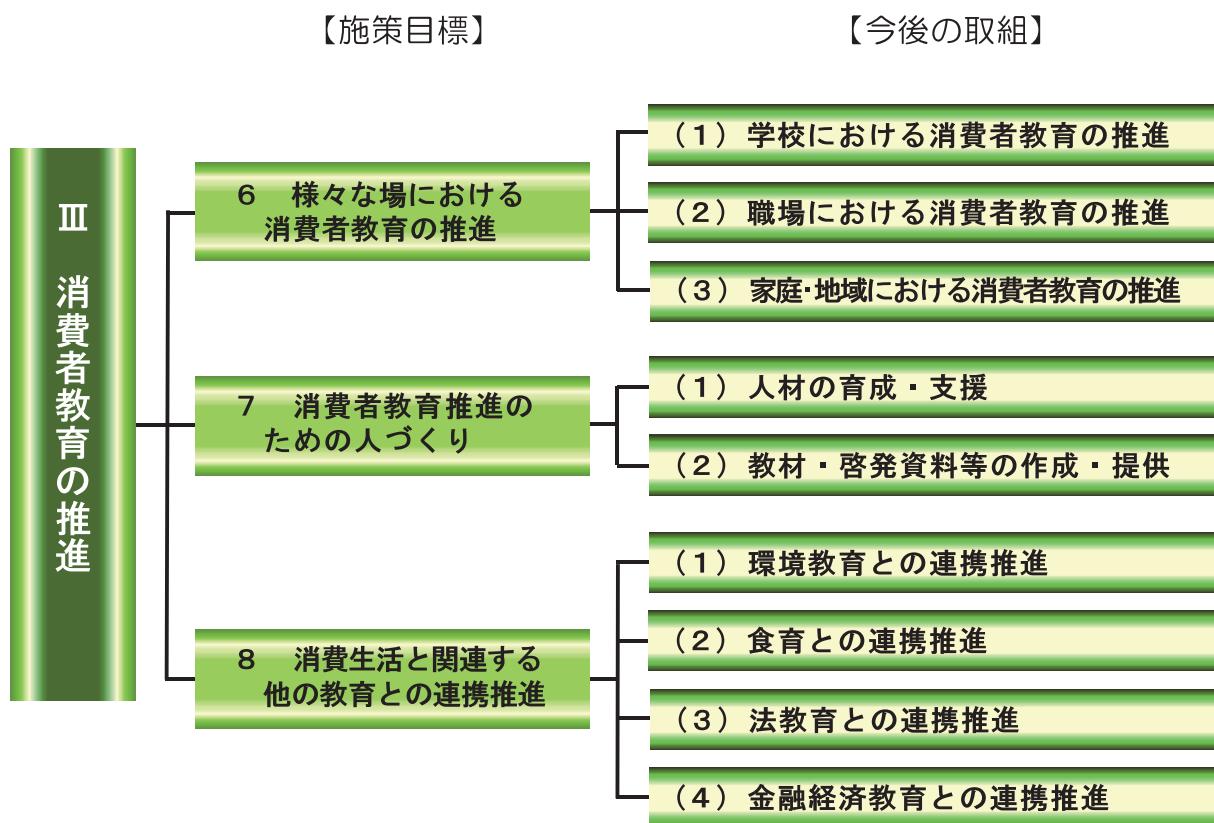
- ～ 高度情報化社会において、情報や通信技術の重要性を理解し、情報の収集・共有により消費生活の向上に役立てることができる力
- ～ 情報、メディアを吟味して適切な行動をとるとともに、個人情報の管理や知的財産の保護等を実行し、様々な情報を読み解く力を身に付け活用できる力

かしこイ先生

〔広島県高齢者向け消費者啓発キャラクター〕



「消費者教育の推進」では、次の施策に取り組みます。



消費者被害防止啓発講座の様子

(左上) 小学校高学年向け DVD 教材
(左下) 中学生向け DVD 教材

施策目標　： 6 様々な場における消費者教育の推進

めざす姿

- ◆ 様々な場で、消費者教育を受けることができる機会が提供されています。
- ◆ 県民が、日常生活の中で、質の高い判断力と意思決定能力を備えた行動ができるよう消費者教育が推進されています。

現状と課題

【全体】

- 消費者教育・啓発の受講経験があると認識している人の割合は低い状況にあります。その受講機会は、全体では学校の授業が最も多く、次いで職場での講演会等となっていますが、年代によりこの割合には大きな差があります。
また、受講した内容は消費生活に関する制度・法律等を知る機会になっていることから、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供していく必要があります。
- 消費者問題に関心がある人は、様々な機会を捉え受講し意識を高めている一方、関心を持たない人もいることから、関心を持たない人に対する啓発も必要となっています。
- 社会の変化やその時々の消費者問題の傾向をいち早く把握し、様々な場で適切に情報提供していくことは、効果的な消費者被害の防止の観点からも重要です。
一方で、消費者も、商品・サービスに関する情報を正しく理解し、適切に利用することが求められています。
- 消費者問題の中には、マルチ商法にみられるように、被害者が加害者になる場合もあります。
また、消費者は社会に出れば生産者・販売者・サービス提供者でもあります。生産者等の立場であっても、消費者の視点をもち、加害者になることのないような教育に努めることが重要です。
- 情報化社会の進展に伴い情報通信に関する消費者トラブルが増加しており、情報提供サービスに関する相談は常に上位を占めていることから、情報収集・処理や情報モラル等情報に関する知識や理解を深めることが必要です。

【学校】

- 学校教育では幼児、児童及び生徒の「生きる力」を育むことをめざして、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことが理念とされています。

平成 20(2008) 年に改訂された小学校・中学校の学習指導要領及び、平成 21(2009)年に改訂された高等学校・特別支援学校の学習指導要領では、この理念に基づき、消費者教育に関する内容も充実されました。

- 大学・専門学校等の学生は、親元を離れて生活しアルバイトを始めるなど、社会との関連が深まり経済活動の範囲も広がる時期であります。

さらに、成人に達する 20 歳からは、消費者の権利とともに責任も大きくなる時期でもあります。

このため、入学直後のガイダンスや社会に巣立つ前の就職セミナー等の機会に、学生に対して消費生活や消費者問題に関する各種の情報や知識の提供を行っていくことが必要です。

【職場】

- 社会に出てからは、消費生活に関する学びの場が少ない現状にあることから、契約のルールや生活設計・管理等、生活するまでの基礎知識等の習得について、職場での研修を活用するなどして、事業者が消費者教育を行う場を提供することが期待されています。

【家庭・地域】

- 家庭教育はすべての教育の出発点であることから、保護者等が子どもに金銭や物を大切に扱う意識を身に付けさせていくことや、携帯電話やインターネット等の情報機器の使い方について家族で考え、家庭のルールづくりを行うことも重要です。
- 高齢者等の相談が増加傾向にあることから、高齢者本人に対する啓発を行うことに加えて、民生委員や介護支援専門員（ケアマネージャー）等の日頃から高齢者等と身近に接する人が、消費生活に関する知識を深めておくことも大切です。
- こうしたことを支援するには、それぞれの地域の特性に応じた身近な場所での取組が効果的ですが、消費者問題を扱った啓発講座等が少ないとことや、実施していても全ての市町で毎年行っているわけではないことから、地域での一層の取組が求められています。

今後の取組

(1) 学校における消費者教育の推進

● 小・中・高等学校等

【取組の方向】

- 学習指導要領に基づき、自立した消費者として必要な、商品・サービスの情報を正しく理解できる力など消費生活に関する基礎的な知識や判断力等を身に付けさせる教育活動を推進します。
- 学校に対して、消費生活に関する情報提供や専門家を活用した講座や教室等の情報提供を行い、積極的な活用を働きかけることにより、消費者教育の充実に向けた支援を行います。
- インターネットを利用する上で、身に付けておかなければならぬ知識や消費者トラブルの情報等を積極的に提供します。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
学習指導要領に基づいた消費者教育の充実	学習指導要領に基づき、学校での授業において、消費者教育を充実する。
	消費者教育に関する教材開発や、授業方法の工夫を図るなどの授業づくりを推進する。
国の関係省庁等が作成した副読本や教材等の学校における活用	各学校へ教材等についての情報の周知を図るとともに、研修会や学校訪問指導等において、関係機関の優れた指導事例を紹介するなど、教材等の活用について指導・助言する。
消費者教育情報の学校における活用の促進	県、市町、関係団体等が実施している出前講座等の情報を集約して消費者教育情報を県のホームページ等で提供するとともに、各学校に情報を提供し、積極的な活用を働きかけ、学校での活用を促進する。
消費生活に関する啓発資料等の児童・生徒への提供	自立した消費者の育成に役立つ啓発資料等を学校に配布し、児童・生徒に提供する。
被害防止に向けた様々な広報活動の推進	小・中・高等学校等を対象とした、サイバー犯罪被害防止教室を開催する。 県警のホームページやメールマガジン等をはじめとするあらゆる広報媒体を活用した広報啓発を推進する。

● 大学・専門学校等

【取組の方向】

- 大学・専門学校等に積極的に働きかけて、出前講座等の開催の増加をめざします。
- 学生に対しては、大学・専門学校等を通じて、若者が巻き込まれやすいマルチ商法やインターネット関係の消費者トラブル等の情報を提供するとともに加害者にならないための啓発を行います。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
大学・専門学校等における出前講座等の開催の促進	県、市町、関係団体等が実施している出前講座等の情報を集約して消費者教育情報を県のホームページ等で提供するとともに、大学・専門学校等に対して、出前講座等の積極的な活用を働きかけ、開催を促進する。
消費生活に関する啓発資料等の大学生等への提供	<p>若者が巻き込まれやすい消費者トラブルについて、啓発資料等を大学・専門学校等を通じて学生等に提供する。</p> <p>若者の利用が多いインターネット（ホームページやSNS）等を活用し、消費者被害防止情報を提供する。</p>
学生等に対する防犯情報の提供	<p>必要な知識を浸透させ、消費者自身の防犯意識を高めるため、大学講義や犯罪被害防止教室等の機会を利用して被害防止対策の指導を行う。</p> <p>県内全大学と構築している「ひろしま安全・安心学生ネットワーク」を活用し、学生等に対して防犯情報を発信し、周知を図る。</p>
被害防止に向けた様々な広報活動の推進	<p>大学・専門学校等を対象としたサイバー犯罪被害防止教室を開催する。</p> <p>県警のホームページやメールマガジン等をはじめとするあらゆる広報媒体を活用した広報啓発を推進する。</p>

(2) 職場における消費者教育の推進

【取組の方向】

- 事業者に対して、消費生活に関する研修等の開催を働きかけるとともに、出前講座の案内、消費生活に関する情報、防犯情報等を提供します。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
事業者に対する研修会等の開催促進	商工会議所や商工会連合会等の団体を通じ、事業者に対して、出前講座等の積極的な活用を働きかけ、研修会等の開催を促進する。
被害防止に向けた様々な広報活動の推進	事業者を対象としたサイバー犯罪被害防止教室を開催する。 県警のホームページやメールマガジン等をはじめとするあらゆる広報媒体を活用した広報啓発を推進する。
職域安全推進連絡員や職場防犯リーダー等に対する防犯情報の提供	職域における防犯意識を高めるため、職域安全推進連絡員、職場防犯リーダーに対して、犯罪情報官速報を提供する。 職域安全推進連絡員等を対象として、防犯対策のノウハウ向上のためのブラッシュアップ研修会を開催する。

(3) 家庭・地域における消費者教育の推進

● 家庭

【取組の方向】

- 就学前の幼児にとって身近である幼稚園・保育所等に対して、遊びながら学べる教材等の紹介や情報の提供を行います。
- 携帯電話やインターネット等の情報機器の使い方など家庭でのルールづくり、商品・サービスに関する情報の正しい理解など、児童・生徒と保護者等が家庭内で消費生活について話すことができるよう保護者等に情報を提供します。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
幼稚園・保育所等に対する情報提供	幼児がごっこ遊びで自分とは異なる立場を経験するなど、遊びを通じて約束ごとやルールの大切さなどを理解できる教材等の情報を幼稚園・保育所等に対して提供する。
保護者等に対する情報提供	市町への情報提供やメールマガジン、県のホームページへの掲載等により、保護者等に対して幼児の安全に関する消費生活情報の提供を行う。
親子で学べる講座等の情報提供	親子セミナー等各種団体等が実施している講座等の情報を集約して、県のホームページに掲載する等により情報提供する。
被害防止に向けた様々な広報活動の推進	幅広い世代を対象としたサイバー犯罪被害防止教室を開催する。 県警のホームページやメールマガジン等をはじめとするあらゆる広報媒体を活用した広報啓発を推進する。

● 地域

【取組の方向】

- 若者や高齢者等の消費者が自ら進んで消費生活について知識を深めることができるよう、啓発に取り組みます。
- 特に、商品・サービスに関する情報の正しい理解やインターネット等に関するトラブルの情報について積極的に提供します。
- 地域での見守り活動等を支援するため、各種広報媒体を活用した県民への啓発や消費者被害の未然防止・拡大防止のための情報を提供します。
- 消費者問題に关心を持たない人や講座等への参加が難しい人に対しては、消費者被害の未然防止・拡大防止のための情報について各種広報媒体を用いて啓発に取り組みます。
- 市町に対して、地域の特性に合った内容や手法による啓発講座等をきめ細かに行うよう働きかけるとともに、講師に関する情報や啓発資料の提供を行います。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた各種広報の実施	ラジオ・テレビや新聞等の広報媒体や様々な集会を活用し、消費者問題に関心を持たない人や講座等への参加が難しい人にも消費者被害の未然防止・拡大防止のための情報が伝わるよう、県民への啓発を実施する。
消費者月間の推進	広く県民に消費者問題に関心を持ってもらうよう、消費者月間に合わせ、消費生活に関する資料等の配布や資料展示等様々な啓発を実施する。
	県立図書館と連携して消費生活等に関するテーマで資料展示、啓発資料等の配布を実施する。
	市町が実施する消費者月間の取組に対して、県として協力する。
関係団体と連携した「消費者のつどい」の開催	広島県消費者団体連絡協議会や広島県金融広報委員会と連携し、消費者を対象に「消費者のつどい」等消費者問題の理解を深めるため講演を開催する。
若者の消費者被害防止の推進	若者消費者被害防止サイトの運営やイベント等により、若者に相談窓口の周知や消費生活関連の情報提供を実施する。

地域における安全・安心な暮らしの確保のための情報提供	<p>悪質商法による高齢者の被害を防止するため、高齢者との接点が多い、地域包括ケア推進センター、民生委員、介護支援専門員、老人クラブ等を通して被害防止に関する情報を提供する。</p>
	<p>「ひろしま住まいづくり支援ネットワーク」において、県民への住まいに関する情報提供を行う。</p>
	<p>地域における防犯意識を高めるため、地域安全推進指導員、防犯ボランティア等に対して、犯罪情報官速報を提供する。</p>
インターネット利用環境整備のための講演会の開催	<p>青少年が安心・安全に携帯電話等を利用できる環境を整備するため、保護者や青少年育成指導者等を対象に講演会を開催する。</p>
地域における安全・安心な暮らしの確保のための講座等の開催	<p>「ひろしま住まいづくり支援ネットワーク」において、消費者が適切な住宅リフォームを実施できるよう講習会を開催する。</p>
	<p>地域安全推進指導員等を対象とした防犯対策のノウハウ向上のためのブラッシュアップ研修会や特殊詐欺や悪質商法等の被害防止のための防犯教室を開催する。</p>
被害防止に向けた様々な広報活動の推進	<p>市町と連携したサイバー犯罪被害防止教室を開催する。</p>
	<p>県警のホームページやメールマガジン等をはじめとするあらゆる広報媒体を活用した広報啓発を推進する。</p>
市町における啓発講座の開催促進	<p>啓発講座等がきめ細かく開催されるよう、市町に働きかける。</p>
	<p>啓発に活用できる被害事例等をメールマガジン「くらしのフレッシュ便」等により提供する。</p>
各市町等への消費者教育に関する情報提供	<p>国が発信する消費者教育に関する様々な情報を市町や各PTA連合会に対して、速やかに提供する。</p>

目標指標

項目	現状 (H25年度)	目標	目標年度
県・市町開催の啓発講座等の実施状況	県, 21市町	毎年度 県, 全市町 (23市町)	H31年度
	344回	毎年度 現状以上の 回数	H31年度



若者消費者被害防止イベントの様子



県立図書館での啓発資料展示



「消費者のつどい」の様子

施策目標 7 消費者教育推進のための人づくり

めざす姿

- ◆ 新たな消費者教育の担い手が県内の様々な場で積極的に活動しています。
- ◆ 消費者教育や啓発活動の推進役となる人材のレベルアップが図られています。
- ◆ 様々な場やライフステージに応じて、消費者教育のための教材や啓発資料等が提供され、積極的に活用されています。

現状と課題

- 県民だれもが、生涯を通じて様々な場で消費者教育を受けることができるためには、それぞれのニーズに対応することができる担い手や、知識・認識を深めるための教材・啓発資料等が必要です。
- 本県では消費者教育に携わる講師の養成やレベルアップに取り組んでいますが、更なる消費者教育や啓発活動を推進していくためには、推進役となる人材のすそ野を広げるなど、質・量ともに充実していくことが重要です。
- 消費者教育DVDや啓発リーフレット等を作成し配布するなど、教材や啓発資料等の充実を図っていますが、より一層効果的な活用を図るため、教材・啓発資料等の提供だけでなく、活用方法の事例紹介等を行うなどによって活用の促進に努める必要があります。

今後の取組

(1) 人材の育成・支援

【取組の方向】

- 県生活センターにおいて、消費者教育の担い手育成を支援するなど、人材育成の拠点化に向けた取組を行います。
- 消費者教育の推進役となる教職員を対象として、その指導力の向上を図るための研修を実施します。
- 消費者啓発講座の講師を務める人材の育成にも取り組みます。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
消費者教育の担い手育成	相談員のレベルアップ研修等を実施し、市町が消費者教育を推進していくための人材育成を支援する。
教職員を対象とした消費者教育指導者研修会の開催	中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員を対象に、消費者教育に関する講義や演習を行うことにより、より質の高い消費者教育の実践につなげる。
消費者啓発講座等の講師養成研修の実施	消費者啓発講座内容のより一層の充実を図るために、講座講師登録者等を対象とした研修会を実施する。
国が実施する講座等への参加及び講座等の情報提供	国や（独）国民生活センターが実施する消費者教育講座等に職員を派遣し、レベルアップを図るとともに市町等へ講座等の情報提供を行い、参加を促す。

(2) 教材・啓発資料等の作成・提供

【取組の方向】

- 県生活センターにおいて、消費者教育に関する情報を集約、発信することなどにより、消費者教育の情報の拠点化に向けた取組を行います。
- 教材・啓発資料等の作成・配布を行うとともに、研修会等の場を利用して、教材・啓発資料等の活用方法の事例紹介を行い、有効活用を図ります。
- 国や他都道府県、消費者団体、事業者等が作成し、県が所有する様々な教材や啓発資料等を消費者教育に携わる機関に提供することにより、有効活用を図ります。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
消費者教育情報の集約及び発信	県、市町、関係団体等が実施している出前講座等の情報を集約し、消費者教育関連情報として整理、発信する。
教材・啓発資料等の作成及び配布	学校等で活用できる教材や若者・高齢者向けの啓発資料等を作成・配布する。
教材・啓発資料の貸出、情報の提供	消費者教育や啓発のために役立つ情報を県のホームページに掲載するとともに、教材等の活用を希望する者に貸し出す。

参考指標

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
教育指導者研修会の実施回数	1回 17人	1回 104人	1回 22人	1回 16人	1回 20人
啓発講座講師研修の実施回数	2回 89人	2回 51人	1回 25人	2回 67人	1回 24人

施策目標 8 消費生活と関連する他の教育との連携推進

めざす姿

- ◆ 環境教育、食育等、消費生活と関連する施策と連携した教育が効果的・効率的に推進されています。

現状と課題

- 大量生産、大量消費、大量廃棄の経済社会では、資源やエネルギーの消費量も増加の一途をたどっており、地球温暖化のような環境問題に対しては、省資源・省エネルギー等環境に配慮した行動など、持続可能な社会の形成に向けた取組の推進が求められています。
また、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活につなげていくことも大切です。
- 併せて、契約取引が複雑・多様化していることや、様々な悪質商法が出現し複雑・巧妙化していることから、自立した消費生活を営む上では、契約等に関する法律の理解や金融に関する知識・判断力の向上など、幅広い知識が必要となっています。
- これらの環境教育、食育、法教育、金融経済教育等に関連する施策は、消費者教育と重なる部分が多くあることから、これらの教育と消費者教育を関連づけて行うことによる相乗効果が期待されています。
- 関係団体等によって、その得意分野や専門性を生かした様々な活動が行われていることから、こうした関係団体等と連携しながら、消費者教育を効果的に推進していく必要があります。

今後の取組

(1) 環境教育との連携推進

【取組の方向】

- 環境教育は、持続可能な消費の実践をめざす消費者教育との関わりが深いことから、これとの連携を図ることで消費者教育の効果を高めます。
- 学校では学習指導要領に基づいた環境教育を実践します。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
環境学習の講師の派遣	学校、企業、団体等からの要請を受け、テーマに沿った環境学習の講師を派遣する。
「ひろしま環境の日」行動宣言への参加の促進	マイバッグ持参、工コ製品購入、地産地消等の活動に賛同し実践しようとする者を登録する。
学習指導要領に基づいた持続可能な社会の形成のための知識や制度等の普及啓発	指導主事による学校等への訪問指導を行うとともに、広島県教育資料に学校における環境教育の指導方針等の掲載や県教育委員会のホームページにより優れた学校の取組の広報啓発を行う。

(2) 食育との連携推進

【取組の方向】

- 食育は、栄養バランス等の観点から適切な食生活を選択することや食品の安全性に関する知識と理解を深めることなど消費者教育との関わりが深いことから、これとの連携を図ることで消費者教育の効果を高めます。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
健康生活応援店の認証やひろしま食育・健康づくり実行委員会による食育に関する支援事業の実施	県民が健全な食生活を実践できるよう、県ホームページ等での健康生活応援店の情報提供等の拡充を図る。 ひろしま食育・実行委員会による家族との共食の推進や生活習慣病の予防や改善につながる減塩レシピ等の情報を提供する。

(3) 法教育との連携推進

【取組の方向】

- 法教育は、商品・サービスを選択し、契約することの意味を理解し、考える態度を身に付け、消費者契約の適正化をめざす消費者教育との関わりが深いことから、これとの連携を図ることで消費者教育の効果を高めます。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
専門家と連携した法教育の推進	法教育の推進に向け、広島弁護士会や広島司法書士会等が行う出前講座、寸劇等の情報を集約し、情報提供する。
弁護士会との事例検討会の開催	相談員の情報や知識の充実を図るため、弁護士会と相談員等との事例検討会を開催する。

(4) 金融経済教育との連携推進

【取組の方向】

- 金融経済教育は、金融に関する知識・判断力を身に付けさせるという点で、自立した消費生活を営む上で必要不可欠であり、消費者教育との関わりが深いことから、これとの連携を図ることで消費者教育の効果を高めます。

【具体的な施策】

実施施策	施策の内容
専門家と連携した金融経済教育の推進	広島県金融広報委員会が実施する学校教育や一般消費者向けの講義・セミナー等との連携を図るとともに、消費者啓発講座等への講師派遣事業を連携して実施する。 広島県金融広報委員会が実施する金融・金銭教育研究校制度への協力を行う。